

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 記念品製作業務 仕様書

1 委託業務名

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」記念品製作業務

2 委託期間

契約締結日から令和 7（2025）年 3 月 31 日（月曜日）まで

3 製作物及び数量

記念品 45,000 個

4 業務内容

（1）滋賀県で開催される国スポ・障スポに参加する選手、監督に対して、滋賀らしい、環境に配慮した記念品を提供し、大会の記念となるような品を製作する

1）滋賀らしさが伝わるものであること

例)

- ・滋賀県の特産品や文化、歴史を反映したデザインや素材を使用すること。
- ・滋賀県内の企業や工芸品を活用すること。

2）記念品としてのふさわしいものであること（両大会オリジナル製品であること）

例)

- ・長期間にわたり保存可能な耐久性のある製品であること。
- ・品質が良いものであること
- ・食品は対象外とします。

3）環境に配慮したものであること

例)

- ・環境に優しい素材（リサイクル素材、エコフレンドリー素材）を使用すること。
- ・製作過程において環境負荷を低減する取り組みを行うこと。
- ・包装は最小限に抑え、再利用可能またはリサイクル可能な素材を使用すること。

（2）納入場所

発注者が指定する場所（滋賀県内 22 か所）とし、詳細は契約締結後協議するものとする。

（3）納入形態

ア 記念品は競技別に分けて梱包し、箱に個数を記載する等、数量を管理しやすい状態で納入すること。詳細は発注者と協議するものとする。

(4) 納入期限

令和7（2025）年3月31日（月曜日）

5 その他

- (1) 受託者は記念品の試作品を製作し、発注者の確認を得てから量産すること。試作品の仕様は納入品と同様のものとし、数量は1個とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、発注者と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。
- (3) 製作スケジュール、数量等について、契約後、発注者と打ち合わせを行うものとする。
- (4) 本業務に関し疑義が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議することとする。
- (5) 本契約により生ずる全ての著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、発注者に帰属する。